

(別紙様式2)

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名： 京都府
農業委員会名：京丹波町農業委員会

I 農業委員会の状況(令和3年3月31日現在)

1 農業の概要

	田	畑	単位:ha			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	1,370	235	235			1,605
経営耕地面積	888	111	90	21		999
遊休農地面積	16	3	3			19
農地台帳面積	1,514	310	310			1,824

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	1,000
自給的農家数	151
販売農家数	849
主業農家数	63
準主業農家数	93
副業的農家数	693

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	1,784
女性	752
40代以下	286

	経営数(経営)
認定農業者	52
基本構想水準到達者	0
認定新規就農者	11
農業参入法人	23
集落営農経営	42
特定農業団体	0
集落営農組織	42

※農業委員会調べ

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 令和 6年 2月 10日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	19	19
認定農業者	—	2
認定農業者に準ずる者	—	6
女性	—	0
40代以下	—	0
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	22	22	22

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	1,600ha	261.9ha	16.36%
課 題	農業従事者の高齢化に伴う不耕作地の発生や相続(遠隔地在住者及び非農業者)による離農から遊休農地が年々増加傾向にある。農業委員会と関係機関が連携して利用調整を行うなど、守るべき農地の確保・有効利用を図っていく必要があるが、集積すべき担い手も限界に近い農地を抱えている現状にある。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②/①×100)
267.9ha	277.1ha	15.1ha	103.43%

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・利用権設定の期間満了時に再設定の手続き案内の送付を行い、設定率向上につなげる。(通年) ・町地域農業再生協議会と連携し、農業経営改善計画の作成支援や経営改善に必要な情報提供、個別相談を行う。(通年) ・持続可能な地域営農のため、京力農場プラン(人・農地プラン)の実質化に向け、地域へ働きかけを行う。(通年) ・農地中間管理機事業の円滑な推進に努める。
活動実績	<ul style="list-style-type: none"> ・利用権再設定の手続き案内送付(随時) ・京力農場プラン話し合い(随時)、地域への働きかけ(随時) ・農業委員会委員が協議の場に積極的に参加を行い、話し合いの活性化に務めた。

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	年間、地域(3地区)ごと2ha程度の集積を目指しているが、偏りがある。地域の地理的状況により、小規模農地と生産条件が悪い等の条件が影響していると思われる。
活動に対する評価	利用権再設定の手続き案内の送付は利用集積率の増加へ一定の効果を認めた。町部局とは、農業経営改善計画の作成支援や経営改善等に関し協議を行うなど一定連携ははかれたが、総ての地域で働きかけが出来たわけではない。

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	平成29年度新規参入者数	平成30年度新規参入者数	令和元年度新規参入者数
	0経営体	4経営体	3経営体
	平成29年度新規参入者が取得した農地面積	平成30年度新規参入者が取得した農地面積	令和元年度新規参入者が取得した農地面積
	0ha	18.7ha	1.5ha
課題	有害鳥獣被害、畦畔管理の重労働、米価の下落により、農業を営む担い手の確保が難しい。		

※1 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和2年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況(②/①×100)
1経営体	11経営体	1100%
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況(④/③×100)
1.5ha	3.3ha	1.50%

※1 参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	町農業再生協議会等と連携し、制度の周知や普及に努めるとともに、新規参入者の掘り起こし活動を行う。(通年)町空き家対策部局と連携をはかり、担い手となる移住者が農地を取得しやすくなるため、下限面積のほか別段面積を定める。(令和2年12月まで)
活動実績	事務局に新規相談があった場合は、参入しやすいように、それぞれ地元農業委員が相談や調整を行い、地元区、農家組合等と調整を行った。

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	新規の目標設定は近年の状況により設定したが、実績はそれを上回ることが出来た。
活動に対する評価	相談者が安心して参入できるよう、地元と調整をはかることが出来た。農地取得については、様々なケースがあり課題が浮き彫りになったことから、今後解消に向けた活動につなげていくことが期待される。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	1,619.5ha	19.5ha	1.20%
課 題	農業従事者の高齢化に伴う不耕作地の発生や相続(遠隔地在住者及び非農業者)による離農から遊休農地が年々増加傾向にある。加えて有害鳥獣被害、畦畔管理の重労働、米価の下落による農業者の意欲低下が解消を妨げる大きな壁となっている。また、所有者不明農地(連絡先不明農地)の遊休化が年々増加傾向にある。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況(②/①×100)
2.5ha	12.1ha	484%

※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入

※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	措置の内容	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
	農地の利用状況調査	70人	8月～9月	10月～11月	
		調査方法	全農地を調査対象とし、地域担当の委員を定め目視により巡回調査を一斉に実施する。遊休化した農地は内容を精査し地図等に記録する。		
	農地の利用意向調査	調査実施時期:11月～12月			
その他の活動					
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		56人	7月～8月	9月～10月	
	農地の利用意向調査	調査実施時期	11月	調査結果取りまとめ時期	12月
		第32条第1項第1号		第32条第1項第2号	第33条
		調査数:	19筆	調査数:	筆
	調査面積:	1.9ha	調査面積:	ha	
その他の活動					

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	日常的な相談や巡回に務めた。
活動に対する評価	目標は達成することができた。

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	1,600ha	0ha
課 題	農業委員会の委員のみでは、早期発見に限界があり、地元協力者や各種関係団体、町行政組織と連携した取り組みが必要。また、違反と認識せず行われる場合も多いことから必要な届等について周知徹底をはかる必要がある。	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和2年度実績

実 績①	増減(B-①)
0ha	0ha

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

3 活動計画・実績及び評価

活動計画	・農業委員による農地パトロール(9月頃実施)を行い、無断・違反転用を確認した場合には、速やかに指導を行う。 ・農業委員会の広報紙(10月発行)に法令遵守の啓発を掲載し、農地所有者への周知徹底を図る。
活動実績	農業委員による農地パトロール(9/25)を実施し、確認を行うとともに日常の農地巡回等でも違反転用の有無の確認に努めた。
活動に対する評価	農地に関する相談事象発生時には、農業委員会(委員、事務局)が現地へ赴き、確認、指導する中で、違反転用の未然防止を図ることができた。

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数:52件、うち許可52件及び不許可0件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	事務局による事前審査後(書類ならびに要件等)、地区担当の農業委員及び農地利用最適化推進委員が現地調査を行い、意見書を作成し提出。必要に応じ譲受人の現地調査立会いや面談も実施。			
	是正措置	-			
総会等での審議	実施状況	関係法令及び審査基準に基づき審議。事務局が担当委員からの意見書により従事者の状況や労働力等の説明。必要に応じ、担当委員から経過等詳細説明や意見を補足。			
	是正措置	-			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	52件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	件		
	是正措置				
審議結果等の公表	実施状況	議事録において閲覧可能。			
	是正措置				
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 28日	処理期間(平均)	28日
	是正措置	-			

2 農地転用に関する事務(意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数:24件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	事務局による事前審査後(書類ならびに要件等の確認)、地区担当の農業委員及び農地利用最適化推進委員による現地の調査確認を実施。総会前に農業委員会調査委員(輪番制)と事務局にて現地調査を実施。			
	是正措置	-			
総会等での審議	実施状況	事務局による概要説明後、現地調査担当委員から調査結果の報告を行い地元委員に意見等を求める形式で実施。許可基準に基づき総合的に判断を行い、許可相当か否かを決定。			
	是正措置	-			
審議結果等の公表	実施状況	議事録において閲覧可能。			
	是正措置	-			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 28日	処理期間(平均)	28日
	是正措置	-			

3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数		12 法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数		12 法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数		7 法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数		7 法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人		0 法人
	提出しなかった理由	-	
	対応方針	未提出法人に対しては督促を行う。	
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数		0 法人
	対応状況		

4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容	
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 件 公表時期 令和 年 月
	是正措置	情報の提供方法:
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 件 取りまとめ時期 令和 年 月
	是正措置	情報の提供方法:
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 ha
		データ更新:農地法の許可、農用地利用集積計画に基づく利用権設定等、その他解約届・相続等の届出情報は随時更新している。また、住民基本台帳及び固定資産税台帳の情報は毎年1回データ更新している。
	公表:窓口にて閲覧	
是正措置	-	

※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

Ⅶ 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	〈要望・意見〉 特になし
	〈対処内容〉 特になし

農地法等によりその権限に属された事務	〈要望・意見〉 特になし
	〈対処内容〉 特になし

※ II～VIの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

Ⅷ 事務の実施状況の公表等

1 総会等の議事録の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

事務局窓口で常備し、希望者に対し閲覧をしている。

2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数 1 件

提出先及び提出した意見の概要	提出先:町長 ・政府・関係機関への要望について ・町の独自施策について ・有害鳥獣対策について ・地産地消と食農教育の推進について ・農業委員会の活動対策ならびに組織強化について	・農業振興対策の強化について ・中山間地域対策について ・耕作放棄地の解消と対策について
----------------	--	--

3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している